

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から47年3月まで

私は、昭和48年*月*日か*日に、市役所出張所で婚姻届を提出した際、夫に勧められて、国民年金の加入手続を行い、昭和47年度の保険料を一括で納付した。その時、窓口担当者に、「20歳までさかのぼって納付できます。」と言われたので、更に20歳までの保険料をすべて納付し、国民年金手帳と領収書2枚を受け取った。

申立期間に係る領収書は捨ててしまったが、領収書には、国民年金手帳にある資格取得の日（昭和44年9月24日）と同じゴム印が押してあったと記憶しており、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年3月1日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳には「48年4月5日発行」の記載がある。このことから、申立人は、その主張どおり、同年4月に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるものの、加入した時点において、申立期間の一部（44年9月から45年12月まで）の国民年金保険料は、時効により納付できない。

しかしながら、市の収滞納一覧表によると、申立人は昭和47年度の国民年金保険料を昭和48年4月6日に窓口で一括納付していることが確認できる上、さかのぼった期間の保険料を納付した時に受け取ったとする領収書の仕様の記憶が、当時の過年度納付の領収証書の仕様と一致しており、申立人が過年度納付を行ったとする主張には信ぴょう性がある。このことから、申立人は、申立期間のうち、国民年金加入時点（同年4月）において法律上さかのぼって納付することが可能であった、46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、過

年度納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 5 月まで

私は、厚生年金保険に未適用だった A 市の勤務先から、国民年金制度が始まるので加入するよう勧められて、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。昭和 37 年 5 月に B 市の実家に戻ってからも、私は、自身と母の国民年金保険料を一緒に納付し続けていたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、国民年金保険料を A 市で納付し、37 年 5 月からは B 市で申立人の母親の国民年金保険料と合わせ、自身の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の住所変更記録から、申立人は適正に国民年金の住所変更届けを行った事が確認できる上、申立人が納付していたとする申立人の母親の国民年金加入期間の保険料は、すべて納付済みとなっているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年分と 39 年分の確定申告書（控）を所持しており、当該確定申告書（控）には、その当時に納付したとする国民年金保険料に相当する金額が記載されている。

さらに、申立人に係る B 市の被保険者台帳には、申立期間を含めた「昭和 36 年 4 月から昭和 50 年 3 月まで完納」という記載を「昭和 39 年 6 月から昭和 50 年 3 月まで完納」という記載に訂正されていることが確認できる一方で、

社会保険庁及び同市には申立期間の保険料を還付したとする記録は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで
② 昭和39年8月から40年3月まで

私は、当時、夫と共に自宅で店を営業しており、家計の管理はすべて同居していた母親に任せていた。

母親は、私が20歳になる時に私達夫婦の国民年金の加入手続をし、その後、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれていた。私は、年金手帳についての記憶は無いが、自治会長が集金に来ており、毎月の保険料はしばらくの間100円であったことは覚えている。

母親は、国民年金制度をよく理解しており、保険料の納付についても関心が高かったため、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年ごろに払い出されており、申立人の母親は、この時期に申立人の国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。したがって、この時点では、申立期間①のうち36年7月から37年3月までの国民年金保険料は、時効により納付できない。また、36年7月ごろに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の国民年金保険料は、昭和 39 年 4 月から納付が始まっており、これ以降は、当該期間を除き申立人の国民年金加入期間に保険料の未納は無い。

また、当該期間の前後の国民年金保険料は納付されており、この間における申立人の母親の生活状況に大きな変化は無く、当該期間（8 か月）の保険料の納付が困難となるような事情が見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和40年ごろ、A市役所で転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料は、毎月集金人に現金で納付し、細長い領収書を受け取っていた。

また、申立期間②については、昭和44年6月末にB市役所で転入手続と同時に国民年金の手続を行い、その後、国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に自宅で集金人に納付していた。申立期間についても定期的に納付しており、未納となっていることに納得できない。なお、当時、検認印の押印されていた2冊の国民年金手帳を所持していたが、火災で焼失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、当該期間の前後は納付済みであり、その前後において、申立人には住所、仕事の変更等生活状況に大きな変化は認められない上、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録によると、申立期間②の直前の昭和46年4月から同年12月までの期間について、平成14年4月に未納から納付済みに記録訂正されているが、社会保険事務局では記録訂正の理由については不明であるとしている。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では当該期間の一部は時効により納付できない期間となる上、40年4月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 40 年ごろ、A 市役所で転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料は、毎月集金人に現金で納付し、細長い領収書を受け取っていたとしているが、申立人の戸籍附票によると、申立人の A 市への転入は 42 年 10 月であることが確認でき、同市への転入以前の期間について、同市で国民年金保険料を納付していたことは考え難い上、申立人には国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、納付方法についても、A 市では、当該期間において、国民年金手帳を使用した印紙検認方式で収納していたとしており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたかをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで
昭和44年6月末に市役所で転入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料は、夫の分と一緒に自宅で集金人に納付していた。申立期間についても定期的に納付しており、未納となっていることに納得できない。なお、当時、検認印の押印されていた2冊の国民年金手帳を所持していたが、火災で焼失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年6月に国民年金手帳記号番号が払い出された以降、60歳に到達するまでの期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間はない上、保険料の申請免除期間であった62年4月から平成6年3月までの期間について、後年、保険料を追納するなど、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、その前後において、申立人には住所、仕事の変更等生活状況に大きな変化は認められない上、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人に係る社会保険庁の記録によると、申立期間の直前の昭和46年4月から同年12月までの期間について、平成7年8月に未納から納付済みに記録訂正されているが、社会保険事務局では記録訂正の理由については不明であるとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

時期を正確には覚えていないが、市役所から中年の女性が来て、国民年金への加入を強く勧められた。「今、加入すれば、ぎりぎり間に合う。」と言われたのではないかと思う。実家の母から「年金があれば生活が楽になる。」などと勧められたこともあって、夫婦一緒に国民年金に加入することにした。

加入手続をした後は、一度も休むこと無く国民年金保険料を納付してきたので、1年分の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月8日に夫婦連番で払い出されており、申立人は、昭和51年度以降、60歳に達するまでの345か月分の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和51年の国民年金への加入に伴い、通常の手続きであれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年11月に国民年金被保険者の資格を取得することになるところ、申立人が所持する年金手帳、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳には、申立人が、49年4月1日に国民年金被保険者の資格を取得した旨の記載がなされている。これについては、国民年金の加入時点から起算すると、同年4月分までは時効にかからずに国民年金保険料をさかのぼって納付できるため、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得日を、過年度納付できる限度の時期として、同年4月1日に設定したものとみられる。したがって、申立期間（昭和49年度）に係る過年度納付書が作成されていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の翌年度（昭和50年度）の国民年金保険料を昭和52年1月7日に過年度納付しており、申立期間に係る国民年金保険料についても同様に、過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

妻は、私達夫婦の国民年金への加入について、次のとおり話している。

「時期を正確には覚えていないが、A市役所から中年の女性が来て、国民年金への加入を強く勧められた。『今、加入すれば、ぎりぎり間に合う。』と言われたのではないかと思う。実家の母から『年金があれば生活が楽になる。』などと勧められたこともあって、夫婦一緒に国民年金に加入することにした。」

妻は、加入手続をした後は、一度も休むこと無く国民年金保険料を納付してきたので、1年分の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月8日に夫婦連番で払い出されており、申立人は、昭和51年度以降、60歳に達するまでの350か月分の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和51年の国民年金への加入に伴い、通常の見扱いであれば、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年6月に国民年金被保険者の資格を取得することになるところ、申立人が所持する年金手帳、A市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳には、申立人が、49年4月1日に国民年金被保険者の資格を取得した旨の記載がなされている。これについては、国民年金の加入時点から起算すると、同年4月分までは時効にかからず国民年金保険料をさかのぼって納付できるため、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得日を、過年度納付できる限度の時期として、同年4月1日に設定したものとみられる。したがって、申立期間（昭和49年度）に係る過年度納付

書が作成されていたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の翌年度（昭和 50 年度）の国民年金保険料を昭和 52 年 12 月 8 日に過年度納付しており、申立期間に係る国民年金保険料についても同様に、過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月

私は、昭和47年*月に結婚し、A町からB市へ引っ越してきた。当時は、夫とその弟がB市で自営業を始めたばかりで、商売が軌道に乗るまで、C市に住む義父が、私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は、昭和36年4月から60歳に到達する46年9月まで、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、結婚に伴い、昭和47年*月にB市に引っ越したとしているが、申立人の義父が当時居住していたとするC市で、申立人及びその夫の国民年金被保険者記録が管理されていることが確認できる上、申立人及びその夫が所持する国民年金手帳により、申立期間直後の昭和47年度の国民年金保険料について、C市での同一日の検認印を確認できることから、申立人の義父が申立人及びその夫の保険料を納付していたとする主張には信憑性^{びよう}がうかがえる。

さらに、申立人は、義父が申立人の昭和47年度の国民年金保険料を納付した直後に、「申立期間の国民年金保険料も納付しておいた。」と義父に言われた記憶も鮮明に残っているとしており、納付意識の高い申立人の義父が申立人の申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 49 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、A市に住んでいた時に、近所の奥さんから、付加年金のことを聞いて、お付き合いの気持ちで付加年金制度の開始時から加入し、月額 400 円を支払っていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る特殊台帳を見ると、昭和 56 年 1 月 10 日に付加保険料の納付申出があったことが記載されている上、B市の被保険者名簿を見ると、同日に付加保険料の納付申出があった後に、同月分以降から定額保険料に付加保険料を含め納付したとする記載があり、申立期間②のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までについては、定額保険料に加えて付加年金保険料を納付していたことが確認できる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 49 年 4 月から 55 年 12 月までの期間については、社会保険庁が保管する申立人に係る特殊台帳に、付加保険料を納付していたことをうかがわせる記録が無い上、社会保険事務所の記録によると、昭和 50 年度、51 年度及び 54 年度の国民年金保険料は、それぞれ前納されており、その前納された保険料額には、付加保険料が含まれていない定額保険料からの割引金額であることが確認できる。

また、A市の被保険者名簿においても、付加保険料の納付は確認できない。

さらに、申立期間②の直前の昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までは、厚生年金保険の被保険者期間であったとして、平成 3 年 11 月に国民年金保険料が還付さ

れていることが、社会保険庁のオンラインで確認できるが、その額は付加保険料を含まない定額保険料額であったことが確認でき、ほかに申立期間①及び申立期間②のうち昭和49年4月から55年12月までの期間において付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から43年3月まで

私が、A市に住んでいたころ、同窓会で再会した同じく専業主婦の友人が国民年金に加入していることを知り、年金に対する意識が芽生え、夫に相談して、国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。また、当時は女性の集金人が私の国民年金保険料を集めに来ていたことを覚えている。

ところが、私の元に届いた「ねんきん特別便」では、申立期間が未納とされており、社会保険事務所でこの期間の年金記録を照会したところ、「加入手続だけ行って、保険料を納付していない。」と言われた。わざわざ加入手続を行ったのに、保険料を納付しないということは、私の性格から考えられず、必ず保険料を納付しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同窓会で再会した友人が国民年金に加入していることを知ったことを端緒に、国民年金の加入手続を行うと同時に国民年金保険料の納付を開始したと主張しているところ、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳及び申立人が所持している国民年金手帳によると、申立人は、昭和42年10月に国民年金に任意加入した旨記録されていることが確認できる上、申立期間は加入手続を行った直後の6か月間であり、申立人は、任意加入手続に続いて当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市によると、申立期間においては、非常勤の嘱託職員が保険料の収納事務を行っていたとしており、申立内容と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月31日から24年7月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を24年7月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、23年12月から24年4月までは2,700円、同年5月及び同年6月は2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月31日から26年9月1日まで

昭和23年4月にB社に採用され、同社が同年8月にA社に名称変更後、同年11月から正職員として33年4月まで勤務したが、社会保険事務所の記録では、23年12月から26年8月までの厚生年金保険の被保険者期間が脱落していることについて納得できないので、調査の上、被保険者期間であることの確認を求める。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社は昭和23年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、24年7月25日に全喪しており（その後、26年8月1日に再度適用）、申立人を含む6人が適用日の23年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人以外の5人は全喪日の24年7月25日に同資格を喪失しており、申立人のみが、全喪日より前の23年12月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、唯一所在が確認できた元同僚は、「申立人と席が隣で、退職日まで一緒に勤務していた。申立人の業務内容及び勤務形態の変更は無かった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和23年12月31日から24年7月25日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和23

年11月の社会保険事務所の記録から、23年12月から24年4月までは2,700円、同年5月及び同年6月は2,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、継承会社であるC社の担当者は、何らかの理由があったとは思われるが不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和24年7月25日から26年7月31日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間であり、24年7月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した元同僚の厚生年金保険加入記録も確認できない上、C社の担当者も関連資料が無く不明であるとしている。

このほか、申立人が、昭和24年7月25日から26年7月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和26年8月1日から同年9月1日までの期間については、A社が再び厚生年金保険の適用事業所となった以降の期間であるが、社会保険事務所が保管する同社に係る当時の厚生年金被保険者名簿を見ると、申立人以外の6人が適用日の同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人のみが、適用日より1か月後の同年9月1日に同資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、C社の担当者は、関連資料が残っておらず、当時の状況が不明であるとしている上、元同僚の所在も不明であり、元同僚から当時の状況を確認することもできない。

このほか、申立人が、昭和26年8月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和24年7月25日から26年9月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月11日から同年4月1日まで

私は、昭和30年10月31日から平成6年12月31日まで継続してA社に勤務し、その間ずっと厚生年金保険料が給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和30年10月31日から平成6年12月31日までの間、同社において継続して勤務し(43年4月1日に同社B工場から同社C支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月のA社B工場に係る社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため詳細は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和34年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月11日から35年10月21日まで

A社B事業所の厚生年金保険加入期間が、昭和35年10月21日からになっているが、実際は34年7月11日から勤務しており、社会保険も最初から入っていました。このことについて調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録により、申立人は、A社において昭和34年7月11日から40年10月15日まで勤務していたことが確認できる。

また、A社の申立期間当時の人事課長は、i) 当時は入社当初の6か月間は臨時職員扱いで、その後本採用にしていたが、臨時職員であっても社会保険、労働保険とも入社当初から加入していた、ii) 日雇やアルバイト、派遣等であっても社会保険に加入しない制度は無く、一般試験の社員も縁故入社社員も社会保険に加入しない従業員はいなかった、iii) 申立人に雇用保険加入記録があるのであれば、厚生年金保険の加入が遅れているのは、会社のミスと考えられる、iv) 当時は手書きの給与明細で従業員全員の処理をしていたが、申立人だけ雇用保険料のみを控除して、厚生年金保険料を控除しないことは考えられない、v) 当時の課長代理にも確認しており間違い無い、と証言している。

さらに、複数の元従業員も、i) 臨時職員から本採用になる制度を覚えている、ii) 臨時職員として入社したが、入社当初からの厚生年金保険被保険者記録となっている、とそれぞれ証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において昭和34年7月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る同僚の昭和34年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月から35年9月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和31年4月1日付けでA社に入社しましたが、厚生年金保険の加入日は同年5月1日となっており被保険者期間に1か月間の空白があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、従業員名簿で申立人が昭和31年4月1日から平成6年3月31日まで社員として同社において継続して勤務しており、社員として採用している場合、試用期間であっても厚生年金保険料を徴収していたものと推測することから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和31年5月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を平成5年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年7月1日まで

A社が証明しているとおおり、同社に平成4年6月30日から13年6月29日まで在籍し、給与も支給されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び登記簿の記録から、申立人が、平成4年6月30日から13年6月29日までA社に継続して勤務し（5年6月29日までB社取締役C工場長兼A社取締役社長。同年6月30日からA社代表取締役）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年7月のA社における社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主が平成5年7月1日を資格取得日として届出を行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から46年3月まで
20歳になった私に、父親が「国民年金保険料を納付しているから」と帰省した折に話してくれたことを記憶している。当時、私は、自宅を離れ、A市に住み、学生生活を送っていた。私の父親は大変几帳面な性格で、私が20歳になったことで、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのだろう。両親は既に死亡し、その当時の国民年金保険料を納付していたことを証明できる資料は無いが、父親の言葉を思い起こすと、この期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年11月に払い出されていることが確認できる上、同事務所が保管する申立人の特殊台帳によると、申立人の54年4月から55年3月までの国民年金保険料が56年12月17日に過年度納付されていることが記録されていることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間は時効により納付できない期間となる。また、昭和43年7月ごろに申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、震災から3年後ぐらいに社会保険事務所で年金記録を照会したところ、妻が国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私の納付記録が確認できないことが分かった。

それから、現在に至るまで3、4回ほど社会保険事務所に調査を依頼したが、納付記録が確認できないということなので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が昭和36年4月から夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、38年11月26日に元妻と、45年7月26日に前妻と、それぞれ夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違している上、社会保険庁及び市の記録から、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和32年から同居していたとしている元妻及び44年1月14日に再婚した前妻については、申立人自身の厚生年金保険被保険者期間及び元妻の申請免除期間を除き、申立期間において国民年金保険料が未納であることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金の納付に直接関与しておらず、申立期間の手続及び納付に関する具体的な記憶が無い上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に保険料を納付したことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から42年9月まで

私は、大学在学中に、父から、「お前も20歳だから国民年金に入ったよ。」と言われ、領収書を受け取った。その領収書は最近紛失してしまったが、大きさ、紙質などは、覚えている（縦8cm×横15cmくらい、裏カーボン、薄い紙質）。父から、何か月分の保険料を納付してくれていたのかは聞いていないが、領収書があったことから、少なくとも1年分くらいは、納付してくれていたはずであるので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間から約9年後の昭和51年1月7日に払い出されていることが確認できる。このため、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、41年10月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、同年10月ごろに国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をすべて行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等の詳細が不明である。

さらに、市によると、申立期間に係る現年度の国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳による印紙検認方式であり、領収書を発行することは無いとしていることから、保険料を納付した父親から領収書を受け取ったとする申立人の記憶とは相違している。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1118 (事案 397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年10月まで

私は、夫と義母の強い勧めがあったので、昭和45年の4月ごろに長男を乳母車に乗せて市役所に赴き、国民年金の加入手続を行った。

保険料は、市役所の窓口で納付し、暫くしてからは、金融機関の窓口で3か月に1回の頻度で納付書により納付していたと記憶しており、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及び昭和54年4月から55年3月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月29日付けで、総務大臣から社会保険庁長官に対し、申立期間を除く昭和54年4月から55年3月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の通知が行われている。

また、申立人は、昭和45年4月ごろ、市役所において国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、市役所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年11月1日に払い出されていることが確認でき、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の国民年金手帳記号番号が同年12月1日に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人が現在所持する国民年金手帳には、申立人が昭和51年5月に行ったA市内における住所変更の記載があること、及び申立人が国民年金の任意加入被保険者となった日が市役所及び社会保険庁における資格取得に係る記録と同日の50年11月1日と記載されていることから、申立人が転居を行った51年5月の時点において、申立人には、はじめて国民年金の被保険者となった日が50年11月1日であると認識できる状況にあったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、市役所及び社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿の記録においても、昭和45年4月ごろ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が昭和45年4月ごろに国民年金の任意加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、市役所及び社会保険庁に現存する関連資料において不自然な記載等は認められない。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月から53年2月まで

私は、友人に勧められて、昭和47年9月に市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、その後、毎月、市役所出張所か郵便局の窓口で納付した。

夫の定年退職時に、私の年金記録を確認したところ、5年以上の納付記録が消えてしまっており、また、一緒に加入手続を行った友人と加入日が異なっていることにも納付できない。調査の上、消えてしまった納付記録が復活するよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している年金手帳には、申立人が初めて被保険者となった日が53年2月25日である旨記載されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間となる。

また、申立人は、上記の年金手帳が最初に発行された国民年金手帳であり、それ以前に別の年金手帳の発行を受けた記憶が無いとしており、昭和47年9月ごろに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年4月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から59年4月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、ねんきん特別便で、昭和58年5月から61年3月までの国民年金保険料が未納となっていることを知ったので、記録確認の照会を行ったところ、当該期間のうち、59年5月から60年3月までの期間については、納付済みとして記録が訂正された。

私は、20歳の時から保険料を納付しており、申立期間の保険料は婦人会の集金人に預けていた。私自身、婦人会の会長になったことも、集金を担当したこともあり、婦人会に入っていないながら保険料を納付しないのは体裁が悪いのでできなかった。

このため、記録訂正された期間の前後各1年間（前は申立期間①、後は申立期間②）についても、保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①の当初の昭和58年5月3日、及び申立期間②の当初の60年4月28日に、それぞれ国民年金の被保険者資格を喪失している旨の記載がある。

また、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の被保険者台帳においても、上記と同様に国民年金被保険者資格の喪失の記録が確認できる。このため、申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料について、市役所は現年度納付書を、社会保険事務所は過年度納付書をそれぞれ発行しておらず、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から60年8月まで

自宅近くの会館に年金相談員が来られ、昭和58年10月から60年8月までの期間の保険料を納付した方がいいですよと言われ、その後、自宅に納付書が届き、2年分の保険料合計15万円程度を納付して、おつりをもらったような記憶がある。ところが、ねんきん特別便を見ると、2年分納付した部分が納付したことなく納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金に任意で再加入した後に期間をさかのぼって一括で納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、昭和60年9月7日に国民年金に任意で再加入していることが確認できるものの、国民年金の任意加入被保険者は、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、さかのぼった期間の国民年金保険料を納付することはできないため、申立期間に係る納付書が申立人に対して発行され、当該保険料の納付が行えたとは推認し難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月から23年12月まで
② 昭和32年4月から35年5月ごろまで

申立期間①については、昭和21年7月に復員し、父の勧めでA社の専任職員として勤務することになった。23年暮れから、父を手伝うことになり、A社（現在は、B社）を退職した。B社に私の履歴書があったので、厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和32年4月にC社に入社し、「D店」で、35年5月ごろまで勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者期間が無い。同社が厚生年金保険に加入しないはずはなく、私の被保険者記録も必ずあるはずなので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「専任職員として、A社E支店に勤務していた。」としているが、申立人は同僚の名前を覚えておらず、申立期間当時に同社E支店で勤務していた元従業員2人は、「申立人のことは覚えていない。当時、専任職員という役職があった記憶は無い。」としており、申立人の勤務状況は明確ではない。

また、B社が保管している、当時のA社に係る資料の中に、表紙に「専任職員履歴書」と記載された綴りがあり、この中に申立人の履歴書があることが確認できるものの、当該履歴書にはA社で勤務していたことを示す記載は無い上、B社の担当者は、「申立人は当時のことを詳細に記憶していることから、A社に在職していた可能性は否定できないが、当該書類綴りに綴られた履歴書の保管状況及び記載内容から判断すると、当該履歴書が申立人のA社での在職を証明するものであるとは断定できない上、ほかに専任職員に関

する資料が無く、その職務内容についても不明である。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管している申立期間当時のA社E支店における厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番になっており、欠番も無く、記録に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、C社(現在は、F社)G事業所の「D店」で勤務していたとしているが、申立期間当時、同社G事業所で勤務していた担当者二人及び「D店」で勤務していた一人は、「申立期間当時、D店に入店していた店で「H」という人(申立人の申立期間当時の姓)がいたが、店は個人営業であり、同社の従業員ではなかった。」と証言している。

また、F社の担当者は、「C社G事業所については、昭和20年以降従業員台帳を整備しており、当該台帳に申立人の名前は無い。また、当該名簿の記録が漏れる事は考え難い。」としている。

このほか、申立人が申立期間②においてC社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月20日から25年3月1日まで
昭和19年12月20日から25年2月末日までの厚生年金保険被保険者記録が無いが、その期間にはA社B支店又はC社に勤めていたので納得できない。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和17年6月1日から19年12月20日まで確認できるところ、厚生労働省社会・援護局が保管する旧海軍の人事記録により、申立人が19年9月25日から20年9月1日まで旧海軍に入隊していたことが確認できることから、申立人が同社における被保険者資格を喪失した時期について特に不自然さはない。

また、C社は昭和24年12月15日の設立後、25年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同社から提出された申立人に係る資格取得届(写)によれば、申立人の資格取得日は新規適用日と同日であることが確認できる上、同社の担当者は、「申立人の当社在籍期間は被保険者記録のとおりであり、資格取得日以前の在籍及び保険料控除は有り得ない。」としていることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録についても不自然さはない。

このほか、申立人が申立期間に申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月29日から同年9月1日まで
昭和25年8月28日から31年2月26日まで1度も退職していないにもかかわらず、本人の知らない間に、資格喪失、資格取得の的行われ、被保険者記録に2か月の空白期間があります。既に会社は無く事実を立証することが困難です。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所であるA社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和36年1月に解散しており、元事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、証言を行った元同僚についても、申立期間以降の厚生年金保険の加入期間は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、昭和29年5月に15人、同年7月に33人が厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、そのうち15人が2か月から6か月後に同資格を再取得しており、事業主についても、同年5月に同資格を喪失し、30年6月に同資格を再取得している。これらのことから、多数の者が申立期間において厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

加えて、申立人と同様にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同資格を再取得した従業員のうち、所在が確認できた4人から、申立期間当時の状況について確認を行ったが、当時の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を申立てに係る事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 48 年 5 月まで
昭和 45 年 2 月から 48 年 5 月まで A 社に運転手として働いていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真により、昭和 45 年ごろ、申立人が申立てに係る事業所である A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社の厚生年金保険の新規適用は、昭和 46 年 4 月 1 日であることが確認できる上、申立人は、44 年 10 月 1 日から 46 年 2 月 1 日までの期間において、同社の親会社である B 社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 5 月までの期間については、A 社及び B 社のいずれにおいても厚生年金保険被保険者であったとする記録は確認できない上、両社に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、いずれも整理番号に欠番等はなく、記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人が「一緒に A 社に異動した。」と供述する元同僚の記録においても、申立人と同様、昭和 46 年 2 月 1 日に B 社において資格喪失していることが確認できる上、他の元同僚に当時の状況を聴取しても、申立人が申立てに係る事業所において資格喪失日以後にも引き続き在籍していたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人の雇用保険被保険者記録によると、A 社において「昭和 46 年 1 月 30 日離職」となっており、厚生年金保険の記録とほぼ一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を申立てに係る事業所の事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を申立てに係る事業所の事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

私は、大学を卒業し、研究室の指示により昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 30 日までの間、A社において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 30 日までの間、大学の研究室の指示によりA社（現在は、B社）において勤務していたとしているところ、申立人の当時についての記憶及び申立人が所持する罫紙（「A社」との印字があり、当時、職員が使用していたものと思料される。）への記載内容から、申立人の同社における勤務は推認できる。

しかしながら、B社によると、人事記録上、申立人の勤務は確認できないとしている上、当時の賃金台帳は保存期間経過のため廃棄したとしており、申立人のA社における勤務状況及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除の有無が確認できない。

また、大学によると、申立人の同大学における卒業は確認できるものの、同大学の研究室の指示により、申立人をA社において勤務させていたか否かについては、当時の資料が無く不明としている。

さらに、B社では、「人事記録が無いため、正規従業員として雇用していたのか、研修生や応援技術者を社会保険に加入させていたかは不明である。」としている上、申立期間当時、A社において勤務していた者に聴き取りを行ったものの、申立人のことを記憶している者はおらず、社会保険の加入状況についても不明であるとしている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 51 年 9 月 1 日から 55

年7月31日までの間、C社に勤務し、厚生年金保険被保険者資格を取得しながら、54年11月19日から同月21日までの間に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同月21日及び55年5月8日の2回に分けて、第3回目の特例納付を利用して納付していることが確認できる。このことについて、申立人は、「理由についての記憶は無いが、社会保険事務所において、過去に納付していなかった46年4月から47年6月までの国民年金保険料をまとめて納付した。また、同年7月からの1年間については、社会保険事務所の職員から留学の期間であり、納付しなくてよいと言われたので納付しなかったと思う。」としている。

これらのことから、申立人は、社会保険事務所において、申立期間が国民年金の強制加入期間であることを知った上で当該期間に係る国民年金保険料を特例納付していたものと考えられ、国民年金の加入手続を行った昭和54年11月の時点においては、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間ではないと理解していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月6日から32年3月17日まで
私は、昭和30年1月6日から32年3月17日まで、A社のB課で運転手として勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。同社の正社員でなく、下請のC社から出向していたのかもしれないが、私が申立期間当時、A社の仕事をしていたことを証明してくれる同僚がいるので、欠落している期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の下請事業所であったD社に在籍し、A社との取引を担当していた申立人の知人は、申立人が同社の工場内で働いていたことを覚えているものの、申立人の勤務していた会社名までは分からないとしている上、申立人も自身が勤務していた会社名を明確には覚えていないとしている。

また、申立人が、申立期間当時、C社で働いていたと記憶している別の知人については、昭和27年7月10日から32年3月7日まで、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しているため、申立人の当時の勤務状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人は「A社のB課で勤務していた。」と主張しているが、同社によると、同社には「B課」という名称の部署は無く、保管する資料によると申立人の同社における在籍は確認できない上、C社の社員がA社に出向することは無いとしている。

加えて、C社によると、申立人の同社における在籍記録は無く、同社の社員がA社に出向することも無いとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月15日まで
私は、申立期間、学徒動員によりA社（現在は、B社）C工場で働いていましたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその学友は、申立期間当時、学生であり、「学徒動員によりA社C工場で働いていた。」としていることから、勤労働員学徒であったと推認される。

しかし、B社によると、現在同社が保管する当時の資料において、申立人が同社に在籍していたことを確認することができないとしている上、申立人の学友は、「学徒動員の時は、厚生年金保険料は掛けられていないと聞いた記憶がある。」と供述しており、当該学友についても、申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録は無い。

なお、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない旨が明文化されている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年6月18日から29年7月14日まで
② 昭和29年7月15日から30年12月31日まで

私は、A社で、高校を卒業してから昭和29年7月14日まで継続して勤務した後、同僚の誘いを受け、より条件の良かったB社へ同年7月15日に転職し、同社が倒産する30年12月末まで勤務したと記憶しているが、社会保険庁の記録は私の記憶と大きく異なっているので、適正な記録に訂正してほしい。

なお、A社とB社を兼務した記憶は無く、A社を退職した翌日にB社に入社したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A社に勤務しながら昭和28年6月6日に大型二輪免許を取得し、その後も同社で引き続き勤務したとしており、その詳細な記憶には信ぴょう性が認められることから、同免許取得後も一定期間、同社で勤務したことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管するA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、同社における被保険者期間は昭和28年2月3日から同年6月18日までであり、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容及びオンライン記録とも一致していることが確認できる上、27年4月以降に同社に勤務していた元同僚8人に照会したところ、そのうち6人は申立人が勤務していたことを記憶しておらず、残る二人については、同社での被保険者期間が2か月と短く、申立期間①と異なる期間であることが確認できることから、申立人が申立期間①において同社に在籍していたことについての証言を得ることはできなかった。

また、申立期間①のうち、昭和28年11月1日から29年7月14日までの期間は、申立期間②に係る事業所であるB社が厚生年金保険の適用事業所であった期間と一致する。社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿を見ると、事業主を筆頭に13人（申立人を含む。）が同社の新規適用日に当たる28年11月1日に一斉に資格を取得し、申立人の氏名が欠番無く12番目に記載されていることが確認できる上、29年1月7日付けで資格を取得した一人を含む14人全員が同社の全喪日である同年7月14日付けで一斉に資格を喪失していることが確認できることから、申立人がA社で勤務したとする申立期間①の一部は、B社における申立人の厚生年金保険被保険者期間と重複することとなり、両社を兼務していないとする申立人の記憶と異なる。

さらに、B社に勤務していた同社の事業主の実弟は、「申立人は、B社の新規適用日である昭和28年11月1日以前から同社に勤務していた。同社が適用事業所となった時期は、創業からかなり遅れてからだった。」旨証言している。

加えて、B社の清算業務に最後まで立ち会ったとする元同僚は、同社の清算業務が昭和29年中に完了し、翌30年2月ごろには再就職したと証言しており、当該元同僚が同社での被保険者資格を喪失した後、同年2月1日に別の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることから、その証言内容には信ぴょう性が認められ、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月11日から25年1月21日まで
② 昭和25年11月13日から33年12月6日まで

私は、昭和25年11月からA社B店で勤務し始めた。しばらくして同社C店が開店し、退職当時、私はC店勤務であった。退職理由は、いわゆる寿退社で有給休暇を消化しながら結婚準備に日々追われていた。退職したのは12月なので、給料、賞与、退職金が一度に支払われ、その際、再度、勤めるときには大切なものなので大事に持っていてと言われ渡されたのが今思えば年金手帳だったと思う。残念ながら、震災で被災し、すべての資料等は紛失してしまった。

私が65歳になった平成9年ごろ、社会保険事務所に行ったときに、窓口の職員から私の厚生年金保険被保険者記録が一時金をもらったことになっており、年金につなげられないことを聞いた。私は、そのような一時金を受け取っていないのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、i) 申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている頁とその前後の合計4頁(80人)に記載されている女性(46人)のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年12月の前後2年以内に資格喪失した者12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外で9人について脱退手当金の支給記録が確認でき、9人全員が資格喪失日の3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii) 申立人と同時期に当該事業所を退職し、脱退手当金の受給記録がある元同僚は、人事課の担当者から脱退手当金に関する説明を受け、退職金と併せて脱退手当金を受領したとしている上、別

の元同僚も、事業所から現金で退職金と併せて脱退手当金を受け取ったとしており、「脱」の表示がある厚生年金保険被保険者証を所持していること、iii) 当時は通算年金制度創設前であったことなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年2月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から同年 12 月 31 日まで
昭和 42 年 4 月高卒でA社に入社し、研修後にB店に勤務していた期間のうち、後半の同年 8 月 26 日から同年 12 月 31 日の期間の年金記録がありません。職場からの帰宅途上に不審な男につけられるようになり、警察に相談することも思いつかず、年末まで勤めて退職金や失業保険ももらわないまま自己都合退職し、翌年の冬にC社に就職しました。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB店で昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 2 月まで勤務した元従業員は、当時同店は一人勤務であり、申立人のことは引継時も含め記憶に無いとしている上、申立人が記憶している元同僚も、申立人のことは覚えていないと証言している。

また、申立人と同時期に申立てに係る事業所に勤務していた元従業員で、所在が確認できた 15 人に申立人のことを記憶しているかどうか照会したが、回答があった 12 人の中で唯一申立人のことを覚えていた元同僚からも、申立人が勤務していた期間についてまでは確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理するA社D営業所に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和 42 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 26 日に同資格を喪失していることが確認できる上、同原票の整理番号には欠番が無く、記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、A社D営業所における申立人の雇用保険加入記録を見ると、昭和 42 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得、同年 8 月 25 日に同資格を喪失した記録となっており、社会保険庁が保管する厚生年金保険の記録と一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。